会津若松市入札参加停止等措置基準運用基準

(平成30年3月19日決裁)

(令和3年10月27日決裁)

(令和7年5月21日決裁)

会津若松市工事等入札参加停止措置基準の運用基準(平成25年3月22日決裁)の全部を改正する。

会津若松市入札参加停止等措置基準(平成30年3月19日決裁。以下「基準」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。なお、この運用基準で使用する用語は、基準で使用する用語の例による。

I 基準本則

- 1 入札参加停止の原則(基準第2条第1項関係)
 - (1) 有資格業者の一つの行為に対して、複数回にわたって入札参加停止措置を講じることは、発注者として事後的に新たな事実を把握した場合を除き「一事不再理の原則(二重処罰の禁止)」を踏まえ行わない。
 - (2) 有資格業者(入札参加停止の期間中のものを含む。)が別表各号の入札参加停止事由に該当することとなった場合における当該入札参加停止の期間の始期は、原則として当該措置の決定があった日の翌日(祝休日を除く。)午前零時とする。
 - (3) 入札参加停止期間中の有資格業者について、別件により再度入札参加 停止を行う場合の始期は、再度入札参加停止の措置を決定した日の翌日と し、別件の入札参加停止を通知は別途行うものとする。
 - (4) 入札参加停止期間の標準は、別表第1又は別表第2に規定する標準停止期間によるものとし、その算定は、次のとおりとする。
 - ア 1 か月未満の場合は、停止開始日から起算して当該標準停止期間が 経過するまで
 - イ 1 か月以上の場合は、停止開始日から起算して当該標準停止期間の 開始日の終期の属する月の停止開始日の応当日の前日まで
- 2 共同企業体に関する運用(基準第2条第4項関係)

本条の規定に基づく共同企業体の入札参加停止は、入札参加停止期間中 の有資格業者と共同企業体を通じて契約しないための措置であり、当該共 同企業体自らが基準別表各号の入札参加停止事由に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく入札参加停止については、基準第3条第2項に基づく措置(以下「短期加重措置」という。)の対象としないものとする。

- 3 短期加重措置の運用(基準第3条第2項関係)
 - (1) 有資格業者が基準別表各号の入札参加停止事由に該当することとなった原因となる事実又は行為が、当初の入札参加停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としない。
 - (2) 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、 元請負人又は共同企業体の入札参加停止の期間を超えてその入札参加停 止の期間を定めることができるものとする。
- 4 入札参加停止措置の解除(基準第3条第6項関係)
 - (1) 基準第3条第6項の「当該事案について責を負わないことが明らかとなったとき」とは、贈賄罪により役員等が逮捕されたことを受けて入札 参加停止措置が講ぜられた場合において、当該停止期間中に不起訴になった場合等をいう。
 - (2) 基準第3条第6項の規定により入札参加停止を解除した場合、解除までの入札参加停止及びそれに関わる資格確認、指名取消等の措置は全て有効とし、入札参加停止の解除により、指名取消等の取消は行わない。
- 5 不正行為に対する入札参加停止期間の特例(基準第4条関係)
 - (1) 入札参加停止期間の加重について、短期加重措置の対象となった案件 については、短期加重措置の後、加重するものとする。
 - (2) 基準第4条第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該 発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいう ものとする。
- 6 入札参加停止に至らない場合の措置に関する運用(基準第6条関係)
 - (1) 基準第6条第1項の「必要があると認められるとき」とは、概ね次に 掲げる場合をいう。
 - ア 有資格業者が公正取引委員会から排除措置命令等の行政処分ではな く、行政指導として警告や厳重注意を受けた場合

- イ その他入札参加停止事由に至らないが、再発防止のため、指導する 必要がある場合
- (2) 「書面又は口頭により警告又は注意の喚起」の適用の区分は、概ね次のとおりとする。
 - ア 書面による警告 本市契約に関し不正若しくは不誠実な行為等があった場合又は書面による注意の喚起があった日から1年を経過するまでの間に同種の注意の喚起に相当する事由に該当した場合
 - イ 書面による注意の喚起 公衆に損害を与えた場合、粗雑履行、契約 違反又は不正若しくは不誠実な行為(アに該当する場合を除く。)が あった場合又は口頭による注意のあった日から1年を経過するまでの 間に同種の口頭による注意に相当する事由に該当した場合
 - ウ 口頭による注意 ア及びイ以外の場合
- 7 入札参加停止事由に該当した場合の報告等に関する運用(基準第6条の 2 関係)
 - (1) 基準第6条の2第1項の規定による報告は、入札参加停止事由に該当 する事由の発生から、被災者本人と面談できない等正当な理由がある場 合を除き、14日以内に行うべきものとする。
 - (2) 基準第6条の2第1項の報告を怠った場合又は報告が著しく遅滞した場合は、当該停止期間の2倍した期間と別表に規定する標準停止期間を比較して、長い期間を停止期間とする。この場合において、基準第3条第2項の規定による短期加重措置の要件にも同時に該当した場合は、それぞれの要件に基づき算定した期間と比較して、長い期間を停止期間とする。
 - (3) 基準第6条の2第3項の規定による報告は、別紙様式により行うものとする。
- 8 随意契約の相手方の制限に関する運用(基準第11条関係)
 - (1) 見積書を提出した相手方が入札参加停止に該当した場合は、契約を締結できないものとする。
 - (2) 基準第11条ただし書の「やむを得ない」とは、入札参加停止の期間中に契約しなければならない客観的な事情にあって、かつ、次のいずれか

に該当する場合を例とする。

- ア 災害発生に伴う復旧等緊急の必要がある場合
- イ 当該業務を履行できる者が入札参加停止の期間中の有資格業者に限 られる場合
- 9 入札参加停止等の決定手続等
 - (1) 入札参加停止等の決定は、会津若松市入札契約審査会規程(平成16年 訓令第3号)第1条に規定する入札契約審査会(以下「審査会」という。
 -)の審議を経て、伺により決定するものとする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、次のいずれにも該当する場合は、審査会の 審議を省略することができる。
 - ア 入札参加停止対象となる有資格者が本市の区域内に本社若しくは本 店又は支店若しくは営業所を有しない場合
 - イ 別表に規定する標準停止期間と同一内容の入札参加停止を行おうと する場合
 - (3) 基準第6条第1項に規定する警告又は注意の喚起の決定は、総務部長の専決によるものとする。

Ⅱ 基準別表第1 事故等による基準

- 1 虚偽記載に関する運用(第1号関係)
 - (1) 発注者として、入札参加者が提出する資料の虚偽記載に対しては、より一層厳正に対処する必要が生じており、当該事実が認められた場合、 過失によるものであっても、虚偽記載として取り扱うものとする。
 - (2) 一般競争入札及び指名競争入札において、申請書その他の確認資料に 虚偽記載(ICカードの不正使用を含む。)が発覚した場合に入札参加 停止を行うものとする。
 - (3) 虚偽記載に関し、私文書偽造等の罪により逮捕又は逮捕を経ないで起訴された場合は、別表第2の「不正又は不誠実な行為」に該当させることができるものとする。
- 2 粗雑履行に関する運用 (第2号関係)
 - (1) 「過失により履行を粗雑にした」とは、工事や物品調達、業務委託等の契約において、目的物等が契約条件を満たしていない履行内容である

- ことをいい、発注者の検査若しくは検収、履行完了後に第三者によって 認知された場合又は会計検査院の検査報告若しくは監査委員の監査結果 の報告によって指摘された場合が該当する。
- (2) 入札参加停止事由としては、有資格業者の過失を要するものとし、不可抗力、現在の技術水準では予測できない事態の発生、設計図書又は監督職員の誤った指示に基づくことが明らかな場合等によって生じた瑕疵については入札参加停止の対象としないものとする。
- 3 過失による粗雑履行に関する運用(第3号関係)
 - (1) 「一般契約」とは、本市以外の公共機関、民間企業、団体等による工事、物品調達、業務委託、賃貸借その他の契約をいう。
 - (2) 「粗雑の程度が重大」であると認められるのは、過失により治癒しが たい瑕疵が生じた場合等をいい、工事については原則として建設業法に 基づく監督処分があった場合、工事以外については原則として関係法令 等に基づく処分があった場合をいう。
- 4 契約違反に関する運用 (第4号関係)
 - (1) 契約の相手方として不適当と認められる場合とは、基準別表第1第2 号の粗雑履行以外のものであって、契約違反の事実のみならず、信頼関係を損なわれた場合とし、次に掲げる内容を例とする。
 - ア 正当な理由なく、契約の全部又は一部を履行しない場合
 - イ 10日以上の履行遅滞となった場合(あらかじめ、工期又は納入期限 が延長された場合を除く。)
 - ウ 契約の履行中に公衆損害事故又は関係者事故が発生したにもかかわらず、発注者に事故報告を怠った場合
 - エ 発注者が行う監督又は検査業務の執行を妨害した場合
 - オ 履行の検査又は検収において、異なる内容で履行し、不良を指摘されても改善に応じない場合
- 5 公衆損害事故及び関係者事故に関する運用(第5号から第8号関係)
 - (1) 「公衆損害事故」とは、契約の履行に伴い、通行人や周辺住民、架空線、標識等の当該契約に直接的な関係を有しない第三者又は第三者の財産に対して損害を発生させた事故をいい、「関係者事故」とは、契約の

履行に伴い、当該履行に従事している作業員等の関係者に死傷者が生じた事故をいう。

- (2) 建設工事事故における「履行に当たり」とは、単に工事の施工現場に おける事故のみに限定するものではなく、資材、機材、残土等の運搬及 び土捨場、資材置場等における安全管理に関する事項を含めた概念とす る。
- (3) 次に掲げる場合は、原則として入札参加停止を行わないものとする。 ただし、事故の発生が安全運転の講習不実施、過労運転の強制等による ものと認められる場合は、この限りでない。
 - ア 作業員個人の責めに帰すべき事由により生じたものであると認められる場合 (例えば、公道上において車両により資材を運搬している際、 脇見運転により生じた事故等)
 - イ 第三者の行為により生じたと認められる場合 (例えば、適切に管理 されていたと認められる工事等現場内に第三者の車両が無断で進入し たことにより生じた事故等)
- (4) 本市契約の履行における事故(第5号及び第7号)について、「安全管理の措置が不適切」であると認められるのは、原則としてアの場合とする。ただし、イによることが適当である場合にはこれによることができる。
 - ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者 が適切に行っていない場合、又は発注者の調査の結果等により当該事 故についての受注者の責任が明白である場合
 - イ 当該契約に係る現場代理人、管理技術者等が刑法、労働安全衛生法 等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され ことを知った場合
- (5) 一般契約の履行における事故(第6号及び第8号)について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該事故の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。ただし、報道、公表された事故の調査結果その他の

情報を勘案し、当該事故についての受注者の責任が明白であると判断することが可能な場合は、それによることができる。

- 6 経営状態の不安定に関する運用(第9号関係)
 - (1) 「経営状態が安定したと認められるまで」とは、次の事項に該当する場合をいう。
 - ア 手形交換所の取引停止処分による停止措置 手形交換所による取引 再開が確認された場合
 - イ 民事再生法 (平成11年法律第 225 号) の民事再生手続 民事再生法 の規定による再生計画認可の決定が確認できた場合
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第 154 号)の更生手続 会社更生法の規 定による更生計画認可の決定が確認できた場合
 - (2) 有資格者が破産手続開始決定を受けた場合は、地方自治法施行令第 167条の4第1項第2号に該当することから、入札参加資格の停止では なく、入札参加資格の抹消の対象となる。
- Ⅲ 基準別表第2 贈賄及び不正行為等による基準
 - 1 贈賄に関する運用(第1号関係)
 - (1) 「贈賄」とは、刑法第 198 条に規定する違法行為をいう。
 - (2) 「役員」とは、次に掲げる者を総称していう。
 - ア 「法人の代表権を有する役員」とは、代表取締役を付した職員とする。
 - イ 「代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員」とは、代表権の ない専務取締役以上の役付取締役とし、具体的には、代表権のない取 締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、取締役専務等 が含まれる。
 - ウ 「一般役員等」とは、代表役員等以外の役員であり、具体的には、 代表権のない取締役名誉会長、取締役常務、取締役等のほか、常時当 該法人の契約締結権限を有する支店長、営業所長等が含まれるものと する。
 - (3) 贈賄者の地位は、当該行為があったときを基本として判断するものとし、贈賄が発覚した時点において当該行為を行った役職員が退職しても、

入札参加停止の適用は、これに影響されないものとする。

- 2 贈賄に関する運用 (第2号及び第3号関係)
 - (1) 公共機関の範囲に係る定義は次のとおりとする。
 - ア 「市の区域内の他の公共機関」とは、本市以外で市の区域内にある 全ての公共機関が含まれるものとする。
 - イ 「市の区域外の他の公共機関」とは、アのほか日本国内にある全て の公共機関をいう。
 - (2) 他の公共機関の職員の範囲に係る定義は次のとおりとする。

刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含む。さらに私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含む。

- (3) 贈賄罪について時効が成立(贈賄罪の公訴時効は3年)している場合において、収賄側のみが立件(収賄罪の公訴時効は5年)され、贈賄者が特定される場合においては、第1号から第3号までを該当させ、入札参加停止を行うことはできない。ただし、指名業者として選定することが不適当と判断され、贈賄者が特定される場合は、基準別表第2第11号の「不正又は不誠実な行為」に該当するとして、入札参加停止を行うことができるものとする。
- 3 独占禁止法違反に関する運用(第4号及び第5号関係)
 - (1) 第5号の「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務 全般をいうものとする。
 - (2) 独占禁止法第3条に違反した場合は、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに入札参加停止を行うものとする。
 - ア 排除措置命令(独占禁止法違反行為の公表を含む。)
 - イ 課徴金納付命令(課徴金減免制度の適用公表を含む。)
 - ウ刑事告発
 - エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格 業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占

禁止法違反の容疑による逮捕

- (3) 独占禁止法第8条第1号に違反した場合は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに入札参加停止を行うものとする。
- 4 競売入札妨害又は談合に関する運用(第6号から第8号関係)
 - (1) 独占禁止法が公正な競争を害する行為すべてを違反とするのに対し、 刑法第96条の6に規定する談合罪は「公正な価格を害する」か、又は「 不正の利益を得る」という構成要件を満たす必要があり、かかる行為は 公共工事等の入札制度に対する極めて悪質な行為であるため、独占禁止 法違反による入札参加停止措置を上回る措置期間とする。ただし、市発 注業務に係る談合の場合は、地方自治法施行令第167条の4第2項第2 号に該当し、起訴された時点において、発注者がその事実があったこと を認定すれば、競争入札参加資格そのものが剥奪されることとなるため、 実質的な入札参加停止の措置期間は、逮捕時点から公訴を提起された日 までとする。
- 5 建設業法違反に関する運用(第9号及び第10号関係)
 - (1) 「建設業法の規定に違反し」とは、例えば、監理技術者、主任技術者の専任制違反、施工体制台帳の不作成、虚偽記載、経営事項審査の虚偽申請、一括下請負、無許可業者との下請契約締結等建設業法の規定に違反した場合のみとし、公衆損害、粗雑工事、他法令違反、不誠実行為により建設業法に基づく監督処分がなされた場合は、建設業法違反ではなく、他の該当する入札参加停止措置要件に基づき、入札参加停止を行う。
 - (2) 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるのは、原則として次の場合をいうものとする。
 - ア 有資格業者である個人、有資格業者の代表役員等、一般役員等又は その使用人が市発注の工事又は一般工事等に関し、建設業法違反の容 疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
 - イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合
 - (3) 経営事項審査申請書への虚偽の記載による監督処分がなされた場合は、 虚偽記載が発注者の信頼関係を著しく損なう行為であることから、地域 の区別なく、本号を適用する。

- 6 不正又は不誠実な行為に関する運用(第11号関係)
 - (1) 入札参加停止の対象となる有資格者の行為は、別表第1及び別表第2 の第1号から第10号までに掲げているが、これ以外の不正又は不誠実な 行為を対象とするもので、主な事例を具体的に列挙すれば、次のような 法律違反が想定される。

(第11号に該当すると判断される事例)

- ア 虚偽の事故報告 (労働安全衛生法違反)
- イ 架空の契約書の作成(公文書偽造罪)
- ウ 過積載(道路交通法違反)
- エ 産業廃棄物の不法投棄 (廃棄物処理法違反)
- オ 他の入札参加者への恐喝(恐喝罪)
- カ 発注機関の単価表の窃取(窃盗罪)
- キ 外国人の不法就労 (入国管理法違反)
- ク 河川の形状変更 (河川法違反)
- ケ 建築工事に関する工事施工命令違反(建築基準法違反)
- コ 産業廃棄物処理証明書の偽造(有印私文書偽造罪)
- サ 無許可での砂利採取(砂利採取法違反)
- シ 不正アクセス行為 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反)
- (2) 事業所の使用人のみに対して書類送検等がなされ、法人としての事業 所自体は法令上の責任が問われなかった場合であっても、当該書類送検 等の容疑の内容が法人としての事業所が締結した契約の業務に関するも のである限り、事業所として不正又は不誠実な行為を行ったものとして、 入札参加停止を行うものとする。
- (3) 落札決定後の落札者による契約の辞退は、入札等の手続きを再度行わなければならず、著しく信頼関係を損なう行為であるほか、入札に参加した他の有資格業者の人的、時間的、金銭的なコストを無駄にする行為であり、手続きの遅れにより市民生活に影響を及ぼすおそれがあることから厳正な措置を講じるものとする。
- 7 不正又は不誠実な行為に関する運用 (第12号関係)
 - (1) 第11号までは、全て法人としての事業所又は使用人が業務に関して不

正又は不誠実な行為を行った場合に関する規定であるが、代表役員等については個人的な行為であっても反社会性の強い犯罪については、このような者が代表役員等を務める事業所は、市発注業務の相手方として不適当であると認め入札参加停止を行うものとする。この場合において、本号に該当すると思われる主な事例を具体的に列挙すれば、次のような法律違反が想定される。

(第12号に該当すると判断される事例)

- ア 横領罪 (会社の資金を着服)
- イ 傷害罪 (労働組合幹部を殴打)
- ウ 詐欺罪(融資制度を悪用し、融資金を不正に詐取)
- エ 背任罪 (架空契約の支払い保証として会社の土地及び建物に抵当権 を設定)
- カ 恐喝罪 (暴力団員と共謀し受注業者を恐喝)
- キ 売春防止法違反 (知人に売春の斡旋)
- ク 覚醒剤取締法違反(覚醒剤の不法所持)
- ケ 公職選挙法違反(有権者に現金を渡し、投票を依頼)
- (2) 本号が対象とするのは、代表役員等の私的な犯罪であるため、逮捕の 時点では入札参加停止を行わず、公訴を提起された時点又は拘禁刑以上の 刑若しくは刑法の規定による罰金刑が宣告された時点において入札参加 停止を行うものとする。
- 8 不正又は不誠実な行為(第13号・第14号関係)

不正又は不誠実な行為の認定に当たっては、原則として、法令に基づく 行政処分や違反行為による逮捕又は起訴等公的な第三者の判断をもとに行 うものとする。

9 実態調査(第17号関係)

「事業所の要件を満たしたと認められる日」とは、市に新たに事業所実態調査改善報告書が提出され、調査判定の結果、会津若松市競争入札参加資格者実態調査実施要領第3条に規定する事業所の要件を満たしていると市長が認めたときとする。

附則

- この基準は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、決裁の日から施行する。 附 則
- この基準は、令和7年6月1日から施行する。

別表第1 事故等による運用基準(基準別表第1、基準本則1の1関係)

入札参加停止事由	期間	運用基準	標準停止期間
(虚偽記載)		◆虚偽記載	
1 本市契約に係る一般競争入札及び指名競争入	当該認定をした	(1) 履行の実績、技術者資格等に係る虚偽など、入札又は契約の成否に	6 か月
札において競争入札参加資格確認申請書、競争参	日から1か月以	関わる虚偽記載の事実が判明した場合	
加資格確認資料その他の調査資料に虚偽の記載	上6か月以内	(2) 建設業法第24条の7第1項に規定する施行体制台帳又は施工体系図	3か月
をし、契約の相手方として不適当であると認めら		に係る虚偽など、入札又は契約の成否に直接関わらない虚偽記載の	
れるとき。		事実が判明した場合	
		(3) 前2号のほか、過失又は錯誤による虚偽記載の事実が判明した場合	1か月
		において、有資格業者の責任を問うことが適当と認められる場合	
(過失による粗雑履行)		◆人身の被害	
2 本市契約の履行に当たり、過失により履行を	当該認定をした	(1) 粗雑履行により複数の死亡者が生じた場合	6か月
粗雑にしたと認められるとき(粗雑の程度が軽	日から1か月以	(2) 粗雑履行により死亡者が生じた場合	4か月
微であると認められるものを除く。)又は工事	上6か月以内	(3) 粗雑履行により重傷者(治療に要する期間が30日以上の医師の診断	2か月
成績(会津若松市工事評定成績要領(平成16年		があった場合をいう。以下同じ。) が生じた場合	
2月20日決裁)に基づく評定をいう。以下同		(4) 粗雑履行により軽傷者(治療に要する期間が15日以上30日未満の	1 か月
じ。)が不良のとき。		医師の診断があった場合をいう。以下同じ。)が生じた場合	
		◆物損の被害等	
		(5) 粗雑履行により修補が不可能な損害を及ぼし、かつ、公衆に損害を	6 か月
		及ぼすおそれがある場合	
		(6) 粗雑履行により修補が不可能な損害を及ぼした場合(前号に該当す	3か月
		る場合を除く。)又は修補によっても初期の目的が達成できない場合	
		(7) 前2号のほか、検査又は検収で不適合として指摘され、又は引渡し	1 か月
		後に瑕疵が判明し、発注者から修補命令又は文書による改善指示を受	
		ける等、履行を粗雑にしたと認められる場合(発注者の責に帰す場合	
		を除く。)	

		◆工事成績不良	
		(8) 竣工検査の成績において過去3年以内に工事成績評定要領(以下「要	6 か月
		領」という。)第6条に規定するE判定(評定点合計49点以下。以下同	
		じ。)の工事を3回以上行った場合	
		(9) 竣工検査の成績において過去3年以内に要領第6条に規定するD判	5 か月
		定(評定点合計 50 点以上 59 点以下。以下同じ。)の工事を1回及び	
		E判定の工事を2回行った場合	
		(10) 竣工検査の成績において過去3年以内に要領第6条に規定するD判	4 か月
		定の工事を2回及びE判定の工事を1回行った場合	
		(11) 竣工検査の成績において過去3年以内に要領第6条に規定するE判	4 か月
		定の工事を2回行った場合	
		(12) 竣工検査の成績において過去3年以内に要領第6条に規定するD判	3 か月
		定の工事を3回行った場合	
		(13) 竣工検査の成績において過去3年以内に要領第6条に規定するD判	3か月
		定及びE判定の工事を各1回行った場合	
		(14) 竣工検査の成績において過去3年以内に要領第6条に規定するD判	2か月
		定の工事を2回行った場合	
		(15) 竣工検査の成績において要領第6条に規定するE判定の工事を行っ	2か月
		た場合	
		(16) 竣工検査の成績において要領第6条に規定するD判定の工事を行っ	1 か月
		た場合	
3 本市の区域内における本市契約以外の契約	当該認定をした	(1) 粗雑履行により複数の死亡者が生じた場合又は修補が不可能な損害	3か月
(以下「一般契約」という。) の履行に当た	日から1か月以	を及ぼし、かつ、公衆に損害を及ぼすおそれがある場合	
り、過失により履行を粗雑にし、かつ、粗雑の	上3か月以内	(2) 粗雑履行により死亡者が生じた場合又は修補が不可能な損害を及ぼ	2か月
程度が重大であると認められるとき。		した場合	
		(3) 会計検査院の検査又は監査委員による監査の結果、不適切な事態が指	1 か月

		摘され、修補命令等を受けた場合(前2号に該当する場合を除く。)	
(キョットンキャー)		1向され、16冊中中寺を文けた物古(前2万に成当りる物日を係く。)	
(契約違反)			
4 第2号に掲げる場合のほか、本市契約の履行に	当該認定をした	(1) 正当な理由なく契約の全部を履行しなかった場合	4か月
当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適	日から2週間以	(2) 正当な理由なく契約の一部を履行しなかった場合	2 か月
当と認められるとき。	上4か月以内	(3) 正当な理由なく1か月以上の履行遅滞があった場合(あらかじめ工期	当該遅延日数
		が延長された場合又はあらかじめ納入期限等の延長承認申請を行い、承	に 30 日を加え
		認された場合を除く。)。	た日数。ただ
			し、4か月を
			上限とする。
		(4) 正当な理由なく監督又は検査業務若しくは検収業務を妨害した場合	2か月
		又は監督員又は検査員若しくは検収員の指示に従わない場合	
		(5) 契約条項又は契約に係る条件について次のいずれかの違反を行った	
		場合	
		ア 会津若松市建設工事総合評価方式試行要綱 (平成 21 年 6 月 18 日決	1 か月
		裁)に基づく総合評価方式入札における技術提案事項を履行しなかっ	
		た場合	
		イ 建設工事において社会保険等未加入建設業者を下請け契約の相手方	1か月
		とした有資格業者が、本市の指定した期間内に、当該社会保険等未加	
		入建設業者が社会保険等の届出義務を履行した事実を確認すること	
		ができる書類を提出しなかった場合	
		ウ 施行体制台帳、事故発生報告書の提出等必要な報告を怠ったとき (発	1か月
		注者の指示により遅滞なく改善した場合を除く。)。	
		(6) その他正当な理由なく契約又は契約に係る条件に違反した場合	2週間
(公衆損害事故)		◆人身の被害	
5 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が	当該認定をした	(1) 複数の死亡者を生じさせた場合	6か月
不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負	日から1か月以	(2) 死亡者を生じさせた場合	3 か月

1		
上6か月以内	() = 3 - 1 - 3 - 1	2か月
	(4) 軽傷者を生じさせた場合	1か月
	◆物損の被害	
	(5) 高圧電線、水道本管、通信回線その他公共性の高いライフライン(以	2か月
	下「ライフライン」という。)、公共施設若しくは公共交通機関に損害を	
	与え、かつ、市民生活に著しい影響を及ぼした場合	
	(6) 100 万円以上の損害を与え、かつ、市民生活に著しい影響を及ぼした	2か月
	場合	
	(7) 前2号に定めるもののほか、50万円以上の損害(市民生活への影響が	1 か月
	軽微な場合を除く。)を与えた場合	
当該認定をした	(1) 複数の死亡者を生じさせた場合	3か月
日から1か月以	(2) 死亡者を生じさせた場合	2か月
上3か月以内	(3) 重傷者を生じさせた場合	1か月
	(4) ライフライン、公共施設又は公共交通機関に損害を与え、かつ、市民	1か月
	生活に著しい影響を及ぼした場合	
	(5) 100 万円以上の損害を与え、かつ、市民生活に著しい影響を及ぼした	1か月
	場合	
当該認定をした	(1) 複数の死亡者を生じさせた場合	4か月
日から2週間以	(2) 死亡者を生じさせた場合	2か月
上4か月以内	(3) 重傷者を生じさせた場合	1か月
	(4) 軽傷者を生じさせた場合	2週間
当該認定をした	(1) 複数の死亡者を生じさせた場合	2か月
日から2週間以	(2) 死亡者を生じさせた場合	1か月
上2か月以内	(3) 重傷者を生じさせた場合	2週間
	日から1か月以 上3か月以内 当該認定をした 日から2週間以 上4か月以内 当該認定をした 日から2週間以	(4) 軽傷者を生じさせた場合 ◆物損の被害 (5) 高圧電線、水道本管、通信回線その他公共性の高いライフライン(以下「ライフライン」という。)、公共施設若しくは公共交通機関に損害を与え、かつ、市民生活に著しい影響を及ぼした場合 (6) 100万円以上の損害を与え、かつ、市民生活に著しい影響を及ぼした場合 (7) 前2号に定めるもののほか、50万円以上の損害(市民生活への影響が軽微な場合を除く。)を与えた場合 (1) 複数の死亡者を生じさせた場合 (2) 死亡者を生じさせた場合 (4) ライフライン、公共施設又は公共交通機関に損害を与え、かつ、市民生活に著しい影響を及ぼした場合 (5) 100万円以上の損害を与え、かつ、市民生活に著しい影響を及ぼした場合 (5) 100万円以上の損害を与え、かつ、市民生活に著しい影響を及ぼした場合 (1) 複数の死亡者を生じさせた場合 (2) 死亡者を生じさせた場合 (4) 軽傷者を生じさせた場合 (5) 100万円以上の損害を与え、かつ、市民生活に著しい影響を及ぼした場合 (5) 100万円以上の損害を与え、かつ、市民生活に著しい影響を及ぼした場合 (6) 20 死亡者を生じさせた場合 (7) 複数の死亡者を生じさせた場合 (8) 重傷者を生じさせた場合 (9) 死亡者を生じさせた場合 (10) 複数の死亡者を生じさせた場合

き。			
(経営状態の不安定)			
9 有資格業者が手形交換所による取引停止を受	当該認定をした	(1) 手形交換所(金融機関等)から取引停止となった場合	取引再開が確
けるなど経営不振の状態に陥り、契約の相手方	日から経営状態		認されるまで
として不適当であると認められるとき。	が安定したと認	(2) 民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合	再生計画認可
	められるまで		の決定が確認
			されるまで
		(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた場合	更生計画認可
			の決定が確認
			されるまで

別表第2 贈賄、不正行為等による基準(基準別表第2、基準本則1の1関係)

入札参加停止事由	期間	運用基準	標準停止期間
(贈賄)			
1 有資格業者である個人、有資格業者である法	逮捕又は公訴の	(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する	12 か月
人の役員又は使用人が本市職員に対して行った	提起を知った日	役員(代表権を有すると認められるべき肩書を付した役員を含む。以	
贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ない	から6か月以上	下「代表役員等」と総称する。)が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴	
で公訴を提起されたとき。	12 か月以内	を提起された場合	
		(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事等の契約	9か月
		を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外の者	
		(以下「一般役員等」という。)が逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提	
		起された場合	
		(3) 有資格業者の使用人で、(2)に掲げる者以外の者(以下「使用人」と	6 か月
		いう。)が逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	
2 有資格業者である個人、有資格業者である役	逮捕又は公訴の	(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表役員等が逮	9か月
員又は使用人が市の区域内の他の公共機関の職	提起を知った日	捕又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	
員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、	から3か月以上	(2) 有資格業者の一般役員等が逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起され	6か月
又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	9か月以内	た場合	
		(3) 有資格業者の使用人が逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起された場	3か月
		合	
3 有資格業者である個人、有資格業者である法	逮捕又は公訴の	(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表役員等が逮	6か月
人の役員が市の区域外の他の公共機関(ただ	提起を知った日	捕又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	
し、一般役員等の場合は、北海道、東北各県の	から3か月以上	(2) 有資格業者の一般役員等が逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起され	3か月
地域内に限る。)の職員に対して行った贈賄の	6か月以内	た場合	
容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴			
を提起されたとき。			
(独占禁止法違反行為)			

4 本市契約に関し、私的独占の禁止及び公正取	当該認定をした	(1) 公正取引委員会による刑事告発又は役員若しくは使用人の逮捕があ	12 か月
引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」と	日から3か月以	った場合	
いう。)第3条又は第8条第1号に違反し、契	上12か月以内	(2) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場	3 か月
約の相手方として不適当と認められるとき。		合(排除措置命令又は課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業	
(次号に掲げる場合を除く。)		者を含む。)	
5 一般契約に関し、独占禁止法第3条又は第8	当該認定をした	(1) 公正取引委員会による刑事告発又は役員若しくは使用人の逮捕があ	12 か月
条第1号に違反し、契約の相手方として不適当	日から2か月以	った場合	
と認められるとき。	上12か月以内	(2) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場	2 か月
		合(排除措置命令又は課徴金命令の名あて人とならない違反事業者	
		を含む。)	
(公契約関係競売等妨害又は談合)			
6 有資格業者である個人、有資格業者である法	逮捕又は公訴の	同左	同左
人の役員又は使用人が本市契約に関し、公契約	提起を知った日		
関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕さ	から		
れ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたと	12 か月		
き。			
7 有資格業者である個人、有資格業者である法	逮捕又は公訴の	(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表役員等が逮	6か月
人の役員又は使用人が市の区域内の他の公共機	提起を知った日	捕又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	
関の契約に関し、公契約関係競売等妨害又は談	から	(2) 有資格業者の一般役員等が逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起され	4か月
合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで	2か月以上6か	た場合	
公訴を提起されたとき。	月以内	(3) 有資格業者の使用人が逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起された場	2か月
		合	
8 有資格業者である個人又は有資格業者である	逮捕又は公訴の	(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表役員等が逮	3か月
法人の役員が市の区域外の他の公共機関の契約	提起を知った日	捕又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	
に関し、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑	から	(2) 有資格業者の一般役員等が逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起され	2か月

により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提	2か月以上3か	た場合	
起されたとき。	月以内		
(建設業法違反行為)			
9 本市契約の工事に関し、建設業法(昭和24年	当該認定をした	(1) 本市発注工事に関する建設業法違反	
法律第100号) の規定に違反し、契約の相手方	日から2か月以	ア 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくは使	9 か月
として不適当であると認められるとき	上9か月以内	用人が逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合	
		イ 経営事項審査申請における虚偽記載により監督官庁から営業停止	6 か月
		処分を受けた場合	
		ウ 監督官庁から15日以上の営業停止処分を受けた場合(経営事項審	4 か月
		査における虚偽記載を除く。)	
		エ 監督官庁から15日未満の営業停止処分を受けた場合	3 か月
		オ 監督官庁から指示処分を受けた場合	2 か月
10 前号に掲げるもののほか、建設業法の規定に	当該認定をした	(1) 本市の区域内における建設業法違反(本市発注工事を除く。)	
違反し、契約の相手方として不適当と認められ	日から1か月以	ア 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は使用人	9 か月
るとき。	上9か月以内	が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	
		イ 経営事項審査申請における虚偽記載により監督官庁から営業停止	3か月
		処分を受けた場合	
		ウ 監督官庁から15日以上の営業停止処分を受けた場合(経営事項審	2 か月
		査における虚偽記載を除く。)	
		エ 監督官庁から15日未満の営業停止処分を受けた場合	1 か月
		(2) 本市の区域外における建設業法違反	
		ア 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は使用人	6 か月
		が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
		イ 経営事項審査申請における虚偽記載により監督官庁から営業停止	2 か月
		処分を受けた場合	
		ウ 監督官庁から15日以上の営業停止処分を受けた場合	1 か月

(不正又は不誠実な行為)			
11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業	当該認定をした	(1) 本市契約等における業務関連法令(建設業法を除く。)違反	
務(補助事業を含む。)に関し不正又は不誠実な	日から1か月以	本市契約又は本市補助事業の履行において遵守すべき法令違反に	
行為をし、契約の相手方として不適当であると	上9か月以内	より、次に掲げる処分等を受けた場合	
認められるとき。		ア 有資格業者である個人、有資格業者である法人の代表役員等が逮	9か月
		捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	
		イ 有資格業者である法人の一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経な	6 か月
		いで公訴を提起された場合	
		ウ 有資格業者である法人の使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで	3か月
		公訴を提起された場合	
		エ 監督官庁等から営業停止処分を受けた場合	2か月
		オ その他監督官庁等から行政処分を受けた場合(エに該当する場合	1 か月
		を除く。)	
		(2) 一般契約における業務関係法令 (建設業法を除く。) 違反	
		一般契約の履行において遵守すべき法令違反により、次に掲げる	
		処分等を受けた場合	
		ア 有資格業者である個人、有資格業者である法人の代表役員等が逮	6か月
		捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	
		イ 有資格業者である法人の一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経な	3か月
		いで公訴を提起された場合	
		ウ 有資格業者である法人の使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで	2か月
		公訴を提起された場合	
		エ 監督官庁等から営業停止処分を受けた場合	1か月
		(3) 本市発注に係る入札等における不正又は不誠実な行為	
		ア 落札決定後(随意契約に係る相手方の決定を含む。)、正当な理由	2か月
		なく契約を締結しない場合	

		イ 会津若松市元請・下請関係適正化指導要綱第14の規定による指示	2 か月
		を受けたにもかかわらず、当該指示に従わない場合又は指示に対す	
		る措置の結果が適切でない場合	
		ウ 低入札価格調査における事情聴取又は談合等不正行為に関する調	2か月
		査審議に応じない場合	
		エ 事前に公表されている予定価格を上回る入札をした場合(錯誤の	1か月
		場合を除く。)	
		オ 正当な理由なく担当職員の指示に従わず、公正な入札の確保を妨	1か月
		げた場合	
		(4) 本市補助事業又は特定委託事業(事業に要した金額の事実確認が必	
		要な委託事業をいう。以下同じ。)における不正又は不誠実な行為	
		有資格業者である補助事業者又は特定委託事業の受託者が本市決	
		定の補助事業又は委託事業に関して、不正行為又は不誠実な行為に	
		より次の事項に該当した場合	
		ア 会津若松市補助金等の交付等に関する規則(平成4年会津若松市	3か月
		規則第1号)16条の規定により補助金の交付の決定が取り消された	
		場合	
		イ 受託者の責に帰する理由により特定委託事業の契約が解除された	3か月
		場合	
		ウ その他事業遂行が不適切であったため、補助金又は委託料の全部	1か月
		又は一部の返還が生じた場合(建設業法違反行為に該当する場合を	
		除く。)	
12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代	当該認定をした	(1) 本市の区域内における違反行為において次のア又はイに該当した場	
表役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪により	日から1か月以	合	
公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは	上9か月以内	ア 代表役員等が拘禁刑以上の犯罪容疑で公訴を提起された場合であ	9か月
刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相		って、重大な社会的影響を及ぼしたと認められる場合	
I.	l	ı	

手方として不適当であると認められるとき。		イ アに該当する場合のほか、措置要件に該当した場合	3か月
		(2) 本市の区域外における違反行為において次のア又はイに該当した場	
		合	
		ア 代表役員等が拘禁刑以上の犯罪容疑で公訴を提起された場合であ	3か月
		って、重大な社会的影響を及ぼしたと認められる場合	
		イ アに該当する場合のほか、措置要件に該当した場合	1 か月
13 入札執行事務に関して非公表としている情報	当該認定をした	同左	同左
(契約後に公表するものにあっては、開札終了	日から 24 か月		
時まで)を入手するため、本市職員に聞き出す			
行為をし、契約の相手方として不適当であると			
認められるとき。			
14 本市契約に関し、入札参加停止事由に至らな	当該認定をした	同左	同左
いが、市から書面による警告を発せられてから	日から1か月		
1か年を経過するまでの間に、再度書面による			
警告の対象となる事由に該当したとき。			
(暴力団関係)			
15 次のいずれかに該当するものとして警察等関			
係機関からの通報等があり、契約の相手方とし			
て不適当であると認められるとき。			
(1) 有資格業者が、会津若松市暴力団排除条例	当該認定をした	同左	12 か月
(平成24年条例第4号) 第2条第3号に規定	日から 12 か月以		
する暴力団員等と知りながら、これを下請負	内		
契約又は再委託契約の相手方としたとき。			
(2) 有資格業者が、本市の履行に当たり、暴力団	当該認定をした	同左	12 か月
員等と知りながら、当該者から資材又は原材	日から 12 か月以		
料を購入し、又は当該者の保有する産業廃棄	内		

物処理施設を使用したとき。			
(3) 有資格業者が、入札及び契約の履行に際し、	当該認定をした	同左	同左
暴力団員等から不当な介入を受けたのにもか	日から2週間		
かわらず、遅滞なくその旨を市及び警察に届			
け出なかったとき。			
(実態調査)			
16 有資格業者の事業所を現地調査により確認し	当該認定をした	同左	同左
た結果、事業所として認定し得る要件を満たし	日から1か月を		
ていないと認められるとき又は正当な理由なく	経過し、かつ、		
当該調査に協力しなかったとき。	事業所の要件を		
	満たしたと認め		
	られる日まで又		
	は入札参加資格		
	登録が取り消さ		
	れた日まで		